

二次廃棄物等の保管状況及び今後の対応について

1. 二次廃棄物等の保管状況

- J E S C O各事業所で発生する廃活性炭、保護具等の二次廃棄物（運転廃棄物）は、当初設計では、処理可能なものは事業所内処理を行い、処理困難なものは保管し、後に整備される汚染物処理施設等で処理する計画となっている。
- しかしながら、想定を上回る発生量、事業所内処理の停滞等が、保管場所を圧迫しており、必要最小限の保管倉庫しか準備されていないことから処理の進展に伴って急速に保管場所が足りなくなってきた。
- 東京事業所の保管量の推移は図1のとおり。

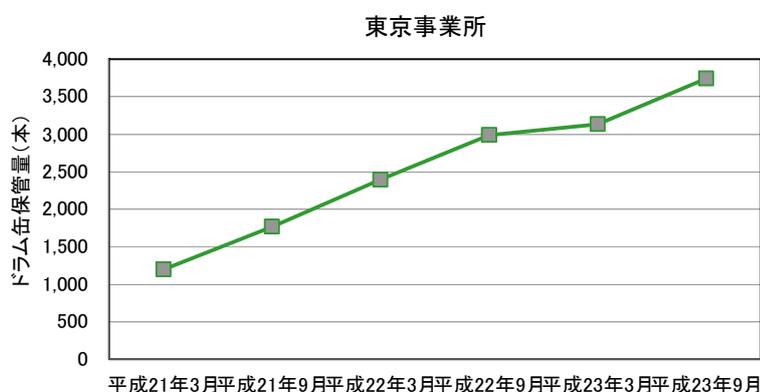


図1 保管本数の推移

- 二次廃棄物には、大きく分けて次の種類がある。
 - ①施設の日々の運転に伴い発生する、使用済保護具やウエス等。
 - ②定期点検時に発生する、使用済保護具やウエス、養生部材、交換した廃活性炭等。
 - ③事故やトラブル時の予定外の漏洩等の復旧作業に発生する、防護具類、ウエス、吸収剤等。
- 種類別に見ると、廃活性炭、化学防護服等の発生量が多い（図2）。

東京事業所 保管量3,416本(H22.9末)

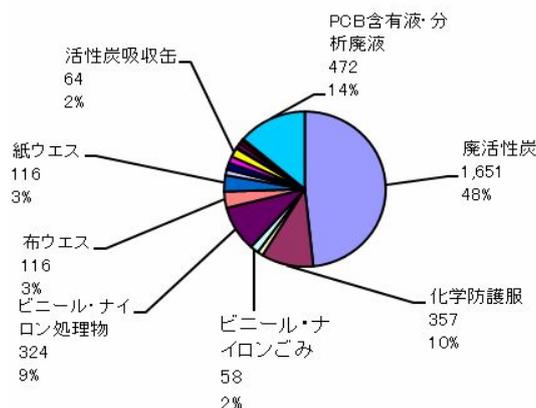


図2 二次廃棄物種類別保管量割合

- 東京事業所においては、二次廃棄物対策として、次のような措置を講じている。
 - ①非汚染物（PCBの付着がない）として払い出し
廃活性炭のうち、非汚染物として判断できるものについて、地元自治体と相談のうえ通常の産業廃棄物として払い出し。
 - ②自社内処理の推進
 - ・防護服等を洗浄し、通常の産業廃棄物として払い出し。
 - ③保管場所の確保
 - ・事業所内のスペースの工夫
 - ・事業所の低濃度PCB廃棄物処理エリア内に保管場所を増設（H23.7～、ドラム缶 350 本）
 - ・既存倉庫の改造による保管容量の増加（H24.8～予定、ドラム缶 168 本）
- また、東京事業所においては、トランス、コンデンサ等を廃PCBを含む絶縁油とそれ以外の部材（筐体、コイル等の非含浸性部材及び絶縁紙、木、素子等の含浸性部材）とに分離、解体し、含浸性部材は加熱のうえスラリー化して水熱設備で分解処理することとしているが、含浸性部材中のアルミ等が水熱設備における円滑な処理の妨げとなっている。
- なお、二次廃棄物及び処理後の含浸性部材のPCB濃度は、平成23年度に環境省の焼却実証試験に試料提供するために各事業所で測定した結果では、約9割が5,000mg/kg以下であった。

2. 今後の対応について

- PCB廃棄物特別措置法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから、微量のPCBが検出されるものがあることが判明した。
- 環境省においては、これらの機器等（微量PCB汚染廃電気機器等）の処理を進めるため、平成17年度から、これらの機器等の焼却実証試験を行っている。試験の結果を踏まえ、平成21年11月からは、これらの機器等の焼却処理を行う処理業者を環境大臣が認定する「無害化処理認定制度」が開始され、認定が進められている。
- JESCOでは、平成21年度から環境省の焼却実証試験に自社の二次廃棄物等を試料提供として提供している。
- 環境省の「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」の取りまとめ案（現在パブリックコメント中）では、無害化処理認定制度を活用してJESCOの二次廃棄物等の外部処理を進めるべきとされている。また、これに先立ち、環境省は、今年5月から6月にかけて、無害化処理認定施設の処理対象範囲を5,000mg/kg以下のPCB汚染物等の全般に拡充する環境省告示の改正方針について、パブリックコメントを実施したところ。
- 今後、環境省告示の改正、個別申請者からの認定申請の審査等が行われ、早ければ本年度後半には当社の二次廃棄物等の一部について外部処理が可能となる見通し。
- 東京事業所をはじめ、JESCOの各事業所とも、事業所施設内での二次廃棄物等の保管余地はぎりぎりの状態であり、二次廃棄物等の保管場所がネックとなってトランス・コンデンサの受入を停止せざるを得なくなるリスクを抱えている。（このため、大阪及び豊田事業所では、外部倉庫を借り上げ、それぞれ平成23年8月、平成24年2月から外部保管を開始している。）

- 従って、東京事業所においても、外部倉庫の確保の必要性が高まっているが、できるかぎりその事態を避けるため、条件が整いしだい、無害化処理認定制度を活用した二次廃棄物等の外部処理を速やかに実施し、円滑なトランス・コンデンサの処理が継続できるようにしてまいりたい。